

2016年度予算要望書の提出にあたって

2015年 10月

日本共産党千葉市議会議員団

2016年度予算要望書を提出します。

安倍政権はこの1年、国会での虚構による多数を頼りに「戦争法」強行可決、原発再稼働、TPP合意、介護保険制度や労働法改悪、沖縄米軍基地建設など多くの反対世論を一顧だにせず、民主主義否定の暴挙を繰り返してきました。

その結果、市民のくらしに重大な影響を与え、不安を募らせています。「自衛隊駐屯地のある千葉市の若者が戦場に送られる」、「原発汚染ごみの処分場がなぜ千葉市なのか」、「社会保障の充実にと消費税を上げながら、医療費や介護保険料をまた上げるのか」「介護のためパート社員にしてもらったが収入は激減」。日本共産党市議団に寄せられた市民の声は、いずれも政治に対する怒りや先行きへの不安にあふれています。

党市議団が実施したアンケートでは、「くらしが悪化した」と答えた人は62%にもなっています。

自治体には国の悪政から市民を守る防波堤としての役割があります。ところが、千葉市でも公共料金の引き上げと福祉削減が行われ、市民は二重の被害を受けることになっているのが実態です。

2014年度決算では、国保料や下水道料金など64件で19億3,500万円の負担増、福祉削減分は20億7,298万円でした。理由は「制度の存続」「財政難」「真に必要な人へ重点的に」として市民に負担と犠牲を押し付けたものです。一方、「ムダ遣いだ」「費用対効果に疑問」など批判がある蘇我特定地区整備、千葉駅西口再開発、水源確保の事業負担金など大型開発事業には20億7,100万円支出されました。29億7,200万円の黒字収支決算といいますが、それは市民の負担と犠牲によるものです。新庁舎建設や中央港栈橋建設など、今後予定されている事業は徹底的に見直し、市民のくらし最優先の予算に切り替えることが必要です。

この要望書には、党市議団が取り組んだ「市民要望アンケート」や市政懇談会、日常の対話などで寄せられた多くの市民意見・要望が反映されています。提出した項目について精査していただき、予算化されるよう要望致します。

【 市長公室 】

1. 国際交流は、姉妹友好都市との交流を深めるとともに、市内在住外国人からの相談ごとに対して親切・適切に対応すること。美浜区などでの市民生活における相談にも対応すること。
2. 財政危機を理由に市民サービスを削減する中、姉妹友好都市周年行事への市長などの公式訪問を自粛し、福祉予算に回すこと。
3. 領土問題で冷え込む日中関係のもと、天津市・呉江市との信頼関係を維持し、両国の友好・親善を発展させること。

【 危機管理 】

1. 防災について
 - (1) 自然災害被災者住宅再建支援を速やかに条例化すること。「住宅は社会的存在」に基づき、地域の復興再生で協力し合う被災者住民間で不公平感が生じないように、全壊・半壊への支援に加えて一部損壊にも支援できるように、災害見舞金を改正すること。
 - (2) 都市の構造を見直し、住宅や地域を災害に強い安全なまちにするため「予防原則」に基づいた防災対策を進めること。
 - (3) 「自助・共助」「自己責任論」の思想から脱却し、災害対策基本法の理念で「住民の生命・身体・財産を災害から守る」行政の責任をはたすこと。
 - (4) 地域防災計画について
 - ① 津波・液状化などへの対策を強め、防災無線・避難場所の整備など抜本的に見直すこと。
 - ② 地域・町内の緊急一時避難所の把握と可能な支援計画をつくり、避難所となる公園等の電源確保を図ること。
 - (5) 家具転倒防止金具の設置促進、全ての学校にマンホールトイレを設置すること。
 - (6) 蘇我広域防災拠点の二次災害の危険性を明らかにすること。

2. 武力攻撃事態法に基づく「千葉市国民保護計画」は、戦争に市民を総動員し協力させるものであり、凍結すること。

【 総 務 部 】

1. 清潔・透明な市政について
 - (1) 汚職・不正事件の再発防止へ、風通しのよい職場づくりと人事を行なうこと。
 - (2) 政治倫理条例の遵守に努めること。
2. 職員の適正配置等について
 - (1) 全職場を総点検し、必要な職員の適正配置を行なうこと。とりわけ、配置基準を下回る社会援護課ケースワーカー、1人当たりのケースが全国平均の2.2倍となっている児童相談所児童福祉司を直ちに増員すること。
 - (2) 職員のやる気を引き出し、希望する職場への配置を進めること。
 - (3) 女性の幹部職員を積極的に登用し、働きやすい環境を整えること。
 - (4) 非常勤職員の待遇を改善し、年収200万円以下の官製ワーキングブア状態の改善に引き続き努めること。
3. 市職員の待遇について
 - (1) 民間給料引き下げにつながり、地域経済に多大な悪影響を与える過度な職員給与カットや退職金の削減を中止すること。職員の生活を守り、モチベーション低下を防ぐこと。

【 情報経営部 】

1. 市民にとってメリットのないマイナンバー制度の運用は止めること。
2. 情報の公開と透明化を徹底するとともに、情報セキュリティの強化を図ること。
3. 市が発注する情報処理業者の作業行程で情報漏れがないよう万全な対策を講じること。

4. 「行革推進プラン」について

- (1) 市民サービスの低下や後退をつくらず、大型開発等の無駄を削り、簡素で効率的な行政をめざすこと。
- (2) 千葉市水道事業の改革を行ない、毎年8億円近く一般会計から繰入し、累積赤字170億円余となっている原因を改善すること。

5. 外郭団体の改革について

- (1) 統廃合方針で不安が広がっており、団体の持つ性格と市民サービスは維持しつつ、プロパー職員の生活と権利を守ること。
- (2) 外郭団体職員が蓄積してきた専門知識や能力を市の財産として活かすこと。

6. 指定管理者制度について

- (1) 契約更新時には、市民参加・情報公開・説明責任の徹底、市民サービスを優先し、選定委員会には、住民代表・専門家・弁護士・公認会計士などを入れること。
- (2) 外郭団体が指定管理者となっている施設は非公募とし、プロパー職員の雇用を確保すること。

7. 事務事業評価について

- (1) 事業の緊急性・必要性、採算性、環境への影響などを計画段階から市民参加で検討する「事務事業評価」制度を設けること。
- (2) 補助金や事業の必要性について、利用者や関係団体の意見を十分聞いて判断すること。

【 総合政策部 】

1. 基本構想と新基本計画について

- (1) 「人間尊重・市民生活優先」の理念に反する市民サービスカット、市民負担の押しつけはやめて、基本構想と新基本計画の理念を生かしたまちづくりを進めること。
- (2) 政令市ワースト1の財政危機を招いた原因である3都心開発などを引き継ぐ、新基本計画と実施計画を速やかに見直すこと。実施計画は、市民生活向上を基本として策定すること。

2. マニフェストに関する「取組事業工程表」について

- (1) 「ハコモノをやめ、行政のムダをカットして財政再建」「財政難を理由に福祉カットはしない」など、マニフェストの公約を守ること。
- (2) 蘇我スポーツ公園事業は「縮小」ではなく中止すること。

3. 幕張新都心について

- (1) 「健全な街づくり」コンセプトとする千葉市が、調査・計画中のカジノを含む「統合リゾートIR」は、ギャンブル依存症や環境悪化を招くもので、「健全な街づくり」に反しており中止すること。
- (2) 県企業庁の肩代わりで、多額の財政支出をしないこと。
- (3) 幕張メッセの改修は、県の責任で実施すべきであり、千葉市への費用負担は拒否すること。

4. オリンピック・パラリンピックの千葉市内での競技開催に期待が高まっているが、歓迎準備への必要以上の費用負担は控えること。

5. 都市アイデンティティとして、地域資源のブランド化が強調されているが、市民からの多様な意見・要望をもとに、千葉市の魅力を豊かに発展させること。

6. PFI事業について

- (1) 事業が破綻した際に公的責任が放棄される危険があり、地元企業の参入も困難なことから、安易な導入は避けること。

- (2) すでに実施した施設については、議会と市民に対し定期的に事業報告を行い、情報公開を徹底すること。
7. 庁議の記録を公開し、政策決定の透明化を図ること。
 8. UR住宅は、市内の公的集合住宅による街づくりと、公的賃貸住宅のセーフティネットとしての大きな役割を認識し、エレベーター取り付けなど住み続けられる住環境整備への働きかけを常に行なうこと。
 9. 千葉県との協議の中で、不公平な扱いの県単独事業補助金の是正を強く求め、公平な支出を実現すること。

財 政 局

【 財 政 部 】

1. 市民本位の財政へ転換を

- (1) 「財政健全化は道半ば」というが、市民負担増とサービスカット、職員給与削減など、市民と職員の犠牲によるものであり、「改善」した財政を福祉の復活・向上に回すこと。
- (2) 蘇我臨海開発や本庁舎建て替えなど、大型開発の大胆な見直しで財源を確保し、循環型公共事業の促進、住宅リフォーム助成制度の創設など「千葉市元気サイクル」の推進で、地域経済活性化と税収増を図ること。
- (3) 収支不足をことさらに強調し、市民サービス・福祉削減の口実にするのは止めること。

2. 財源確保へ国・県にきっぱり要求すること

- (1) 地方創生法に基づく計画は、地方都市の再生にはつながらず、財政難と人口減少など見通不透明な地方に対し、実情に即した対応と税源移譲等の強化を国に求めること。
- (2) 国庫支出金や地方交付税の増額、生活保護費の全額支給などを強く要求すること。
- (3) 国直轄事業は国の責任と負担で実施するよう求めること。
- (4) 政令市移行時に減額された県単事業補助金を元に戻し、県支出金を増額させて財源を確保すること。
- (5) 幕張メッセの負担金など県事業負担金を中止させること。

【 資 産 経 営 部 】

1. 資産経営について

- (1) 資産全体が市民共有の財産であり、資産経営方針は市民生活向上のために、確実な運用と有効活用を行なうことを基本にすること。
- (2) 資産の売却で歳入財源にする場合は、資産の公共的活用を市・議会・識者・市民代表などの意見を聞き、客観的に判断すること。

2. 市庁舎の建て替えについて

- (1) 庁舎建て替えの基本構想は防災対策が中心で、市の将来ビジョンが欠落しており、本庁舎建て替えの必要性や市民サービス向上の視点、区役所との関連など市民が納得できるよう、説明責任をはたすこと。
- (2) 全国ワーストの財政状況下での新庁舎建設は、市民の理解は得られない。「建て替え先にありき」ではなく、耐震改修などの手法も市民に説明し、市民的な再検討を行うこと。
- (3) 築82年の庁舎を改修し100年以上使用の京都市に比べ、千葉市が築45年で建て替えるのは無駄遣いであり中止すること。
- (4) 「正確な数字はH30年度まで不明」な建設費のまま、根拠のない数字と計画による推進はやめること。資材不足・人手不足による建設費高騰は必至であり、震災復興・東京オリンピックの後で、財政状況を見極めながら計画すること。
- (5) 市の持ち分が36%あるコミュニティセンターは市民の貴重な財産であり、有効活用を図る観点から、当面は空き室を整備して教育委員会を移転させること。

3. 公共工事の発注について

- (1) 公共事業の地元発注を増やすとともに、小規模修繕は工事発注が増えるよう各所管に促すこと。
- (2) 公契約条例を制定し、引き上げられた労務単価が労働者の賃金向上につながるよう、誓約書だけでなく現場の調査も行ない改善を図ること。
- (3) 公正な契約で、競争性・透明性の確保へ常に改善を図ること。
- (4) 契約不調を解消するため、単価の適正化、発注方式の改善をさらに強めること。

4. 市の臨時職員や庁舎管理業者の職員に対し、官製ワーキングプアをつくらぬよう適正な賃金を保障すること。

【 税 務 部 】

1. 歳入の根幹をなす市税徴収は適切・公正に取り組み、税収確保に努めること。
2. 税事務所の業務は適切・公正に行い、徴収率と徴収額目標にこだわり過ぎて、行き過ぎた徴収にならないよう戒めること。
3. 市税徴収のあり方について
 - (1) 担税力のある滞納者には、積極的に働きかけ納税を促すこと。
 - (2) 失業者、営業不振、生活苦や病気などによる納税困難者には、個々の実情に即した納税方法を相談し、滞納整理・徴収行政を行なうこと。
 - (3) 差し押えや生命保険の解約強制など強権的な徴税を改め、国税徴収法の基本に基づいた適切・公正な徴税を行なうこと。
4. 納税困難者には減免や猶予、執行停止制度を積極的に活用し、先進都市を参考に生活保護基準120%以下の世帯には住民税を減免すること。
5. 資本金10億円超の法人には、市民税均等割制限税率を適用すること。
6. 固定資産税について
 - (1) 地価の動向を見極め、実態に合わせた算定を行うこと。
 - (2) 団地・マンション内のごみ置き場や公園などの共用部分は、固定資産税を減免すること。

【 市民自治推進部 】

1. 区役所機能の充実

- (1) 日曜日開庁を増やし、土曜日開庁も取り入れること。
- (2) 区役所における法律相談・消費生活相談を充実させ、夜間や土日でも多様な要望・相談に対応できるように消費生活センターと連携すること。
- (3) 土木相談窓口を充実し、建築・清掃相談窓口があることを、市民へ分かりやすく周知すること。

2. コミュニティセンターについて

- (1) 使用料を無料に戻すこと。
- (2) 利用時間を9時半まで延長するとともに、2時間単位の貸し出し以外に1時間延長も認めること。
- (3) 公共施設の駐車場は無料を続けること。

3. 高原千葉村のあり方については、市民や地元自治体への十分な説明を行なうとともに、拙速に結論を出さないこと。当面は市が改修し、事業を継続すること。

4. 自転車安全利用の促進について、「自転車保険」の加入促進など、関係機関等と連携すること。

5. 防犯街灯設置・管理費助成について、仕様にあたらぬ「規格外」の街灯であっても、防犯街灯としての役割を果たしている街灯については助成対象とすること。

6. 商店街街路灯料金助成は、防犯街灯並みに90%助成すること。

7. 地域課題解決ソリューション運営「ちばレポ」について、毎年検証を行い、市民との協働に資する取り組みにするとともに、市民に新たな負担を押し付けることはしないこと。

【 生活文化スポーツ部 】

1. 消費生活センター職員を増員し、多様化する消費生活相談に対応すること。

2. 男女共同参画行政について

- (1) L G B T ・性的マイノリティについて市独自の相談窓口を設けること。
- (2) L G B T ・性的マイノリティについての職員研修を実施するなど、理解を深めること。また、市民対象の講演など定期的に行うこと。
- (3) 女性センターを利用しやすい料金に引き下げ、保育室は0歳児から受け入れること。

3. 平和行政について

- (1) 平和予算を増額し、千葉市から原水爆禁止・核兵器廃絶・恒久平和のメッセージを発信すること。
- (2) 「平和首長会議」が呼びかけている2020年までの核兵器廃絶を目指す「核兵器禁止条約」交渉開始等を求める要請書の署名活動に賛同し、千葉市としても取り組むこと。
- (3) 千葉空襲・原爆写真展の開催時に、憲法前文や戦争の教訓を伝える展示を行なうこと。
- (4) 千葉空襲の資料収集を引き続き行ない充実させ、戦跡については保存計画を持つこと。
- (5) 平和資料室（館）を常設し、市民が利用できるようにすること。

4. 市民会館、文化ホールについて

- (1) 大ホールのバリアフリー化をさらにすすめること。
- (2) 子ども達の発表会などには無料で使用させること。

5. スポーツ施設は、障がい者も利用できるよう、バリアフリー化と障がい者スポーツの指導者を養成し配置すること。

6. 市立美術館について

- (1) 開かれた美術館へ、視覚障がい者対応を行なうこと。
- (2) 保育施設や音声ガイドンスを行なうこと。
- (3) 子ども向けの説明員を配置すること。

保健福祉局

1. 生活保護について

- (1) 国の生活扶助引き下げに対し、取り消しを求めること。
 - (2) ケースワーカーを増員し、1人当たりの受け持ち件数を80件までにすること。
- ### 2. 民生委員不足を解消し、一人暮らしの高齢者対策など専門職研修を行なうこと。

【健康部】

1. 国民健康保険について

- (1) 国保への国庫負担金の増額を求め、国保の広域化に反対すること。
- (2) 一般会計からの繰り入れで保険料を引き下げること。
- (3) 保険料滞納世帯の実態を把握せずに資格証明書は発行しないこと。
- (4) 保険料、医療費一部負担の減免基準を拡げること。

2. 保健所について

- (1) 精神衛生、新型インフルエンザなどの感染症などに直接関わる分野の職員を増員し、体制の強化と充実を図ること。
- (2) 放射能測定機を増やして、市民が持ち込む食品の検査体制を確立すること。

3. 危険ドラッグ対策を強化すること。

4. 難病見舞金を復活させること。

5. 検診事業について

- (1) がん撲滅へ各種施策を推進し、医療水準の向上を図るための条例を制定すること。
- (2) がん検診は、対象年齢の拡大と検診内容を充実し、受診率を向上させること。
- (3) 国保ドック、脳ドックは上限数や年齢制限などを設けず、希望者全員が受けられるようにすること。

6. 手話基本条例を関係者とともに制定し、聴覚障害者福祉の充実をはかること。

7. 後期高齢者医療制度を温存させた「新制度」に反対し、負担増となる高齢者への軽減措置を行なうこと。

8. 墓地・斎場について

- (1) 桜木市営霊園の再整備計画を推進すること。応募者が多い合葬墓は、数年間募集数を増やすこと。併せて生前申込者で、連続落選者には優先権を付与するなどの配慮を行なうこと。
- (2) 平和公園墓地は、残区画の面積を縮小し、多くの市民に安価で供給するとともに、芝生墓地や樹木葬を増やすこと。
- (3) 斎場の改善要求について、広く利用者や葬祭業者の声を集約し、改善を図ること。
- (4) 千葉県葬祭場等の設置に関する条例を早急に制定すること。

【 高齢障害部 】

1. 敬老祝い金、敬老乗車券を復活させること。
2. いきいきプラザ入浴料は、住民税非課税高齢者に無料などの減免制度をつくること。
3. 介護保険料・利用料の減免制度を充実し、待機者解消へ施設整備をすすめること。また、介護にかかわる貧困ビジネスへの対策を強めること。
4. サービス付き高齢者住宅の建設・運営にあたっては、市独自の基準を作り、入居者の生活を保障すること。
5. 「生涯現役」へ、高齢者の社会参加・自立に向けたシステムをつくること。
6. 敬老会の補助金は1人当たりで計算して支給し、不平等を改めること。
7. 高齢者・障がい者など災害弱者には、家具転倒防止金具を無償で取り付けること。
8. 65歳以上の障がい者を強制的に介護保険へ移行させないこと。
9. こころの健康センターの職員を増やし、休日・夜間の相談体制を確立するなど活動の充実を図ること。
10. 全庁的な取り組みで、障がい者の雇用促進に努めること。
11. 心身障がい者の医療費一部負担を求めないこと。
12. 障がい者が利用できるタクシーを増やし、料金を軽減すること。

こども未来局

【 こども未来部 】

1. 子どもの虐待防止について
 - (1) 児童相談所職員的大幅な増員と力量強化をはかり、一時保護の入所期間を短縮させ、日常の生活が送れるよう支援すること。
 - (2) 児童養護施設をさらに増やし、里親制度の質の向上と受け入れを拡充すること。
2. 子どもの医療費助成対象を高校卒業まで引き上げること。
3. 保育行政について
 - (1) 公立保育所を整備・充実させ、民営化はしないこと。
 - (2) 未改修の木造保育所は、リース方式を含め建て替えを急ぐこと。
 - (3) 庭つきの認可保育所の増設で待機児童の解消をはかり、保育の質の低下につながる企業の参入は認めないこと。
 - (4) 「子ども子育て支援新制度」後も、公的保育制度を守ること。
 - (5) 待機児童数の集計方法を認可外保育施設からの転入希望なども加え全ての入所希望数に改めて、それに基づく保育所設置に取り組むこと。
 - (6) 保育の質確保へ監視体制を強めるとともに、保護者の声を反映しやすい制度にすること。
 - (7) 保育士の待遇改善のため市独自での支援を行うこと。
4. 子どもルームについて
 - (1) 入学児童数の増加が見込まれる大規模ルームには、第2ルームを増設し待機児童の解消を図ること。
 - (2) 指導員の待遇（経験給の導入）を改善し、4年生以上のルームは正規指導員2名にすること。
 - (3) 高学年ルームについては、エアコン設置やおやつを提供など生活の場とすること。
5. 幼児教育について
 - (1) 幼稚園就園奨励費を大幅に増額し、保護者負担の軽減を図ること。
 - (2) 幼稚園施設の耐震診断および耐震工事の早期実現のため、助成制度に取り組むこと。
6. 千葉朝鮮学園への市独自の補助制度を実施し、増額すること。

7. 健全育成事業について

- (1) 「少年自然の家」のPFI事業を検証し、「教育施設の管理運営は行政の責任」を貫くこと。
- (2) ひきこもりや発達障害など、子どもの問題に取り組んでいる民間団体に支援を行なうとともに、行政として生涯にわたり継続して支援できるようにすること。

【 環境保全部 】

1. 放射能対策について

市内のすべての小・中学校、保育所（園）、幼稚園、公園等の放射線量を継続して測定すること。

2. 市民の健康を守る環境対策について

- (1) 電磁波公害、土壌・地下水汚染、ハイテク汚染、硝酸性窒素被害などへの規制条例を設置し、測定や対策を講ずること。
- (2) PM2.5削減対策を推進し、成分分析の公表を行ない、原因を明らかにし、対策を講じること。企業等への対策を申し入れること。
- (3) 喘息など大気汚染被害者の救済制度を創設すること。

3. 羽田空港拡張による航空機騒音について

- (1) 飛行ルート下の住民に対する説明会を開くこと。
- (2) 国土交通省に対し、千葉市上空で交差する飛行ルートを海上ルートに変更させるよう、市長を先頭に強く求めること。
- (3) 航空機騒音は1機毎の最高音とするよう、WHOガイドラインも参考に改善を求めること。
- (4) 「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」提示の増便計画
 - ① 首都コース以外の時間帯での千葉市上空の増便計画は認めないこと。
 - ② 首都コースでの特別な事情発生時でも、千葉市上空への振り向けは認めないこと。
- (5) 米軍横田基地に係る空域(排他空域)の解除を国に求めること。横田空域への乗り入れを拡大し、千葉市での騒音を軽減すること。これらを「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」で提起すること。

4. 再生可能エネルギー導入について

- (1) 太陽光発電の助成枠を拡大するとともに、NPOも含めて多様な形態も支援すること。
- (2) 一定規模以上の太陽光発電設備設置については、地域や周辺環境に配慮し、紛争が起こらないよう都市局と連携し、届出制を検討すること。
- (3) 市民・行政・事業者・金融機関が一体となり、市民ファンド（出資）も活用した太陽光発電設備の普及を進めること。

- (4) (仮称) 再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例を策定し、再生可能エネルギー普及のため、市民・行政・事業者などの役割を明確にして推進すること。

【 資源循環部 】

1. 指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地の選定について、国に対して「白紙撤回」を求めること。また、国と東電の責任を明確にさせること。
2. 家庭ごみ有料化について
 - (1) 家庭ごみ有料化後のごみ減量について、毎年検証を行なうこと。
 - (2) 確実な減量のために市民と力を合わせて取り組むべきこと
 - ① プラスチック製容器包装の再資源化を実施すること。
 - ② 事業系ごみの分別収集のうち、大規模建築物に立地する事業者のごみの自前処理を徹底し、2,000トン削減すること。
 - ③ 事業系紙ごみの分別排出の徹底で1,300トン削減すること。
3. 清掃工場について
 - (1) 北谷津清掃工場の建て替えに導入する新技術のガス化溶融炉については、維持管理費の増加や爆発事故の検証、二酸化炭素の排出など、十分な調査の上で再検討を行うこと。
 - (2) 清掃工場整備計画での新港清掃工場23年リニューアル計画は再検討し、他都市での同施設の使用期間を参考に、長期使用に転換すること。
4. 高齢者・障がい者などの一般ごみの排出は、希望する世帯からの個別収集システムをつくること。
5. 産業廃棄物と残土の適正処理を徹底するとともに、市独自の水源保護条例制定で産業廃棄物処分場を規制し、不法投棄を取り締まること。
6. 公共施設での雑誌回収拠点を増やすこと。
7. プラスチック類のほか、剪定枝や生ごみの分別回収を行なうこと。
8. 清掃工場のスーパーごみ発電は分別・減量・リサイクルに逆行しており、環境面からも見直すこと。

【 経 済 部 】

1. 不況対策について

- (1) 地域経済振興条例を制定し、中小企業の活性化とにぎわいのある商店街育成を図ること。
- (2) 市内中小企業や商店の悉皆調査で問題点や課題を明らかにすること。

2. 労働・雇用対策について

- (1) 労働相談を各区で実施し、労働者の実態把握に努め、女性のプライバシーにも配慮する対応を行なうこと。
- (2) ふるさとハローワークを月に1度は土曜・日曜・祝日も開設すること。

3. 中小業者の営業を支援するために

- (1) 中小企業資金小口融資は増額し、申請した後一週間以内に受けられるようにして、特別小口融資申込み資格を市民税均等割に緩和すること。
- (2) 市独自の不況対策事業資金緊急融資制度を創設し、当面200万円の無担保・無保証・無利子で実施すること。
- (3) 駐車場対策で悩む商店街には「鯖江市方式」を取り入れること。また、中小商工業者の営業を守り応援するため、駐車取り締まりの柔軟な対応を県に求めること。
- (4) 展示場・資料館などを含めた“木造住宅センター”を設け、木造在来工法の育成策を講ずること。
- (5) 「ブラック企業・ブラックバイト」に対する相談窓口を設置し、指導監督機関と連携を図り、若者の生活、健康、権利を守ること。
- (6) 若者や学生アルバイト向けに働くルール記載のリーフレットを作成し、配布すること。同様の内容を市ホームページにも掲載すること。

【 農 政 部 】

1. 有機野菜・低農薬農業を奨励し、直売所を整備して、安全・安心な「千葉野菜」として地産地消の拡大のため、予算の増額すること。

2. 持続可能な農業経営への支援について
 - (1) 持続的な経営が保障され、安心して農業が営めるよう市の予算を増額すること。また、価格保障を充実させること。
 - (2) 米作の減反はやめ、米価の暴落対策として過剰米の買い上げや「下支え」などを政府に求め、米作農家の経営安定のため支援を行なうこと。
3. 耕作地を守り農業後継者を育てる
 - (1) 農業後継者対策、新規就農対策のための予算をさらに増額すること。
 - (2) 新規就農者に月15万円を3年間保障する制度を創設すること。
4. 近代的農業を推進し、環境保全型農業推進の中心となるため農政センターを改革して指導体制を確立し、農家の需要に応えること。
5. TPPによる千葉市農業への甚大な影響を考え、農業者保護、食料の安全と自給率向上に逆行するTPPからの撤退を政府に求めること。

【 地方卸売市場 】

1. 市場の顧客誘致・消費者サービスのため、市内小売店・買い出し人に特別価格で卸し、消費者サービスデーを設けること。
2. 市場の利用店を開拓するための積極的な営業活動を行なうこと。
3. 花卉市場予定地に、場外市場を設置して市民を呼び込み、生鮮食料品等の入荷増につなげること。

【 都 市 部 】

1. 都市計画について

- (1) 地域の開発計画、土地利用計画は、住民代表や専門家を参加させ、民主的に協議し、市議会の承認を得ること。
- (2) マンション建設は、高さ制限に基づき、良好な街並みの維持と住環境を守ること。また、業者と住民との話し合いを保障し、共存共栄できる実行力のある「まちづくり条例」を制定すること。

2. 都市開発事業について

- (1) 都市再生推進計画に基づく「副都心づくり」は、今後の計画を中止し、市民福祉の向上につながる土地利用を図ること。
- (2) 千葉駅西口再開発のB棟建設は延期して、市民広場として用地を活用すること。
- (3) 千葉港湾整備事業を再検討し、旅客棧橋の整備は中止すること。
- (4) 人工海浜「幕張の浜」の防災林の伐採はやめること。

3. 駅周辺の市街化調整区域の開発は、緑地などが安易に失われないように、環境問題に配慮すること。

4. 都市交通について

- (1) 住民の要望や状況を踏まえ、公共施設を結ぶコミュニティバスやデマンドタクシーを全区で運行すること。
- (2) 京成全駅のバリアフリー化を図ること。
- (3) モノレールについて
 - ① 高すぎるモノレール運賃を引き下げ、利用客拡大を図ること。
 - ② 通学定期をJRのように中学・高校・大学の3段階にすること。
 - ③ 高齢者敬老切符(仮称)を発行し、利用を促進すること。

【 建 築 部 】

1. 市営住宅について

- (1) 公営住宅法の理念に基づいて入居者救済対策を講じ、保証人なしでも入居できるようにすること。

- (2) 公営住宅の建設・整備のために予算を大幅に増やすこと。当面、低費用で可能な準耐火住宅のリフォームを急ぎ、入居を促進すること。
 - (3) 高齢者や身障者用の単身住宅を増やし、減免制度の限度額を引き上げること。水道の直結方式、二階建ての手すりの取り付けなど整備を図ること。
 - (4) 住宅長寿命化・再整備計画について
 - ① 計画で減少する住居数は、住宅の補強等で新規入居希望者に応えられる住宅行政を引き続き行うこと。
 - ② 高い応募倍率を踏まえ、さらに市営住宅を増やすこと。
 - ③ 適正に管理されている空き家の活用も行うこと。
 - (5) 中層住宅にエレベーターを設置するなどバリアフリー化を図ること。
2. 地元業者への支援対策について
- (1) 公共施設の小規模修繕は、登録されている市内の中小業者へ優先的に発注すること。
 - (2) 住宅リフォーム助成制度を創設し、地域経済の活性化と雇用拡大を図ること。
3. マンション対策について
- (1) マンションの修繕、改善に無保証人融資制度の導入やバリアフリー化の工事費助成、耐震改修への助成制度を充実させること。
 - (2) ガス管はガス事業者へ移管するとともに、水道は事業者の責任で直結方式に変えるよう求めること。
4. 特定優良賃貸住宅について
- (1) 入居基準や家賃の改善を行い、家賃引き下げは、新規入居者以外にも適用し、入居しやすくすること。
 - (2) 特優賃の期限が終了し、市営住宅に転換可能な住宅については、オーナーと協議して市営住宅として活用すること。
5. 住宅の防災性能の向上
- (1) 戸建住宅の耐震診断と改修に対する助成基準を緩和し、制度の利用数を増やすこと。
 - (2) 住宅リフォーム制度の創設と合わせ、耐震改修とリフォームを同時に助成できるようにすること。
 - (3) 耐震診断 Is 値 0.6 未満の公共施設は早急に安全対策を講ずること。

6. 脱法ハウスの調査を行ない、規制や是正などに努めること。
7. 空き家を有効に活用するために、高齢者や障がい者、子育て世代に提供できるようにすること。また、高齢者や障がい者、ひきこもりなどの居場所として活用すること。
8. 空き家を有効に活用するためにも、管理と活用を統一して取り組める部署を設置すること。
9. 空き家の管理と活用のために、補助制度を創設すること。

【 公園緑地部 】

1. 公園の整備・管理について

- (1) 公園予算を増額して、放射能汚染の除染対策を講じるとともに、遊具の更新、砂場の定期的清掃と衛生管理に努めること。
- (2) 草刈、枝の剪定回数を増やし、バリアフリー化や必要な照明・手洗所・トイレの設置とリニューアルを進めること。
- (3) 条件に応じてドックラン、バスケットゴール、BMX・スケートボード場、グランドゴルフ場を増設すること。
- (4) 災害時の避難場所としての機能が果たせるよう、水道・トイレなどが設置された公園を増やすこと。
- (5) 蘇我スポーツ公園は、当分の間は現状に留め、空地を自由広場などとして有効に活用すること。
- (6) 稲毛海浜公園検見川地区レストラン整備は、地元業者育成、地元経済への波及効果、地元雇用、市中央卸売市場から食材調達すること。

2. 動物公園について

- (1) 動物公園リスタート構想は、有識者や市民意見を十分取り入れて行なうこと。
- (2) 入園者を増やすための魅力づくりや快適性の向上、市民に親切な公園にしていくこと。

建設局

【 土 木 部 】

1. 土木事務所の機能強化について
 - (1) ちばレポの本格運用が始まり、歩道整備・段差解消・歩行者の安全対策や生活道路の整備・側溝改修など要望も増えることから、市民生活の安全につながる土木事務所の予算を増やし、体制も強化すること。
 - (2) 市民からの要望に迅速に応えられるよう現業職員を増やすこと。
2. ゲリラ豪雨にも対応できるよう、被害多発地の排水対策をすすめ、都市水害・道路冠水を減少させること。
3. 側溝の管理は市の責任で行ない、地元住民と協力して清掃すること。
4. 私道整備の助成制度を改善し、整備の促進を図ること。昭和46年の都市計画法施行以前の開発による宅地内規格外道路は、適用除外として市が整備すること。
5. 必要な場所への点字ブロックの設置は速やかに行ない、点字ブロックの色は黄色にすること。また、壊れたものはすぐに補修すること。
6. 自転車駐車場について
 - (1) 自転車駐車場を駅近くに新・増設し、監視員を増員して整備すること。
 - (2) 駅から離れた自転車駐車場は無料とし、利用しやすくすること。
 - (3) 自転車駐車場の場所を案内する看板を駅前に設置すること。
7. 自転車専用道の整備を住民参加で計画的に進めるとともに、安全対策を総合的に検討すること。

【 道 路 部 】

1. 地域高規格道路や市負担金が発生する直轄国道などをはじめ、大型道路の建設は見直すこと。
2. 磯辺茂呂町線などの都市計画街路の建設は、環境対策について住民との合意を前提に行なうこと。
3. 126号線、加曽利交差点改良整備をすすめ、51号線北千葉バイパスの木更津方面とのアクセス整備を促進すること。

4. 新設道路で未使用状態にある道路や空き地は、住民との合意が必要なものの以外は、活用できるよう改善を図ること。

【 下水道管理部 】

1. 下水道未普及地域へのPRを強め、補助金を引き上げて接続率を高めること。
2. 下水道使用料経営委員会は、企業負担の見直しを行い、生活排水については使用料を引き下げること。
3. 下水事業計画は、市民にわかりやすく情報提供を行なうこと。
4. 放射能汚染への対策を強め、終末処理場での汚泥検査結果を随時公表すること。

【 下水道建設部 】

1. これまでの豪雨被害を検証し、時間当たり100ミリの雨量に対応できる総合的な雨水整備を行なうこと。
2. 水害地域への対策強化
 - (1) 集中豪雨・ゲリラ豪雨などで被害が発生した場所への対策を強め、再発を防止すること。
 - (2) 下水道污水管から雨水が噴き出す不適切箇所への対策を講ずること。
 - (3) 水路の上流や中間部に調整池等を整備し、浸水被害を防ぐこと。
3. 雨水貯留槽や防水板などの助成制度を充実させ、PRも強め、普及を促進すること。

消防局

1. 消防設備の拡充・整備について

- (1) 国が推進する消防広域化計画を再検討し、消防・救急活動に支障が起きないようにすること。
- (2) 職員と国の消防整備指針の水準まで若い職員を増やし、科学消防体制をより充実させること。
- (3) 地震による危険箇所の点検、避難場所の明確化、訓練の強化、火災の初期対応へ2輪車の消防車（赤バイ）を整備すること。

2. 地域の防災組織および、町内自治会館の未設置地区に、資材置場としての消防小屋（倉庫）を設置すること。

3. 救急救命士を一層充実させて救命率の向上を図り、「国民保護法」には組みせず、独自に危機管理意識を高めること。

4. その他

- (1) 消防団員の報酬および出動手当等の待遇改善を図るとともに、詰所のトイレ・流しなどの設置を早急に行なうこと。
- (2) 住宅用の火災警報器設置率を高め、普及に努めること。

水道局

1. 毎年発生する赤字は累積170億円にもなっており、抜本的な改善を図ること。
2. 未給水地域の整備を急ぎ、工事の進展で増加する減価償却費と利払いについては、造成工事がある場合は業者に増加分を負担させること。
3. 水道事業検討委員会を設置し、公開と公平性を高め、経営の改善を図ること。また、大口需要者には応分の負担を求めること。
4. 水道運営協議会を充実し、市水道事業のあり方・経営について、協議・検討すること。
5. 中高層住宅に対し、直接給水を全面的に実施すること。
6. ペットボトル「千葉市の水」をつくり、PRや備蓄品に使用すること。

病 院 局

1. 市立病院について

- (1) 自治体病院綱領に基づいて不採算医療に取り組み、いつでも誰でも安心して受診できる公的医療機関としての役割をはたすこと。
 - (2) 医師・看護師の増員と、アスベスト被害の専門医などを確保し、安心して医療が受けられる体制を確立すること。
 - (3) 市立青葉病院は、運営補助金の増額を県に要求し、児童・精神科病棟の充実を図ること。
 - (4) 市立海浜病院は、病院までの交通アクセスを改善し、全科とも24時間体制の確立と救急医療体制の万全を図ること。
- ### 2. 救急医療に対応できる医療機関、特に産婦人科医、小児科医を増やし、地理的偏在と救急患者の受け入れ拒否をなくすこと。

教育委員会

1. 憲法の理念を尊重し、どの子にもわかる授業・楽しい学校をつくる
 - (1) 憲法や子どもの権利条約の理念を教育分野で具体化すること。
 - (2) いじめ防止のためのスクールソーシャルワーカーの増員や少人数学級を実施し、教員評価、学校評価等の評価制度は改めること。
 - (3) 適応指導教室を稲毛区に設置し、全行政区で不登校児童生徒の居場所を確保すること。
 - (4) 県からの教職員人件費委譲にあたり、市独自に30人学級が実現できるよう、大幅に教員を増やすこと。
 - (5) 特別支援学校は、重度重複障がい児も受け入れるよう施設を整備し、必要な教職員配置を市独自に検討すること。普通学級に障がい児が入学した際には、増置教員・介助員・補助指導員を配置すること。
 - (6) 学校図書館の貸出電算化を図り、図書館指導員の待遇を改善し、資料費予算を増やすこと。
 - (7) 児童・生徒がニューフィル千葉の音楽など文化・芸術に触れる機会を増やし、学校の演劇・美術・芸能活動に対する援助を充実させること。
 - (8) 農山村留学や高原千葉村の自然教室など校外学習は、内容を充実させるとともに、職員体制を強化し、児童・生徒の安全対策を図ること。
2. 学校適正配置による統合校は安易に売却せず、住民が要望する施設として生かすこと。
3. 学校施設整備について
 - (1) 屋内運動場は避難所としての機能を充実させること。
 - (2) 小中学校の老朽化対策とトイレ改修と併せて、普通教室へのエアコンを早期に設置し、校庭の芝生化を計画的にすすめること。
4. 学校給食について
 - (1) 小学校給食への民間参入による影響を検証すること。
 - (2) 給食センターはアレルギー児も食べられるよう対応すること。
 - (3) 学校で収穫した作物などの放射線量測定は、学校の負担なしで実施すること。

5. 父母負担の軽減と就学援助について

- (1) 就学援助の支給基準を生活保護の1.2倍以上に引き上げること。
- (2) 就学援助制度の申し込みを学校以外でもできるよう改善すること。
- (3) 援助費の増額を国に求め、支給内容の独自の上乗せ施策を充実させること。
- (4) 大学・専門学校など高等教育関係の給付型奨学金制度を創設すること。

6. 生涯学習の振興について

- (1) 老朽化した公民館・図書館は、建替えやバリアフリー化で改善を図り、運営費・修繕費等の利用者負担なく補修すること。また、学校図書室との連携を図り、開館時間の延長や休館日を公民館と同様にするなど市民の要望に応えること。
- (2) 公民館の無料を堅持し、指定管理者制度導入はしないこと。
- (3) 科学館はコスト削減ではなく質を高めること。
- (4) 「特別史跡」の指定に向けて、加曾利貝塚博物館や埋蔵文化センターの予算を増額し、博物館の改修や駐車場の整備、パンフレットの増刷、案内板の整備、グッズ販売などを実施し、広報の充実を図ること。

7. 教科書の展示について

展示会場は明るく広い場所を確保して、椅子に座ってじっくり閲覧でき、コピーもできるよう改善すること。

選挙管理委員会

1. 公営掲示板の改善

- (1) 設置箇所を増やし、人が集まり有権者の目に触れる場所を選ぶこと。
- (2) コミュニティセンターや「いきいきプラザ」、公民館など有権者が多く利用する場所に設置すること。

2. 超高齢化社会への対応について

- (1) 投票所を思い切って増設すること。
- (2) 投票区域が違って身近な投票所で投票できるよう改善すること。
- (3) バリアフリーの投票所を増やすこと。
- (4) 在宅投票制度を緩和すること。
- (5) 郵便投票の改善を図ること。

3. 期日前投票について

- (1) 病院や老人ホームへの入院・入所者の投票を保障するため、基準を緩和し投票所を増やすこと。
- (2) 全ての選挙で、点字・大文字・音声版の選挙公報を発行すること。
- (3) 商業施設や駅などに期日前投票所の設置を増やすこと。

農業委員会

1. TPPからの撤退を国に求め、食料自給率を向上させ、千葉市農業を守る先頭に立つこと。
2. 市長の任命制になっても、意見の公表や建議などを堅持し「農家の代表機関」としての農業委員会の役割を堅持すること。
3. 農産物の輸入制限、情勢に即応した緊急輸入制限(セーフガード)の発動を求めること。
4. 市長への建議書は実効性を伴うよう、数値目標の設定や進捗状況を明記すること。
6. 農業を守り有効活用を
 - (1) 耕作放棄地を有効活用し、食料自給率を向上させること。
 - (2) 農地の開発は、計画が農民や地域住民の暮らしの改善、要求にかなうものにする。
7. 農民の代表として営農を守る活動を
 - (1) 新しい農業を始める者への自立支援制度を市独自で助成制度をつくること。
 - (2) 生産価格保障、生活相談などを活発化し、営農への支援を行なうこと。
 - (3) 学校給食や宿泊施設での「地産地消」推進をさらに強化すること。
 - (4) 後継青年、女性を農業委員に抜擢し、若者や女性の視点・意見を反映させること。

議 会

1. 議会棟内を電動車イスでも移動できるように改善すること。
2. 傍聴席の音響設備を改善し、聞き取りやすくすること。
3. 傍聴者のために保育室を設置すること。
4. テレビやネット中継でも、資料映像が見られるようにすること。